

企画総務委員会 送付 7－27

「千代田区職員等公益通報条例の対象者拡充および黒塗りにされた
有資格者情報の不適切な情報公開について」の陳情

受付年月日 令和 7 年 1 0 月 6 日

陳 情 者 提出者 1 名

陳情書

令和 7 年 10 月 6 日

千代田区議長 秋谷 こうき 様

件名：「千代田区職員等公益通報条例の対象者拡充および
黒塗りにされた有資格者情報の不適切な情報公開について」の陳情

陳情者

住所

電話

理由

千代田区職員等公益通報条例について、現行の内容は区民を対象とはしておらず、前文にある「区政の執行に携わる者が、法律を遵守し、事務事業を公正に行うことは、区民の負託を受け、全体の奉仕者として公共の利益のために働く者として当然の責務である。区政に違法又は不当な事実があった場合に、これを最も的確に把握できる立場にあるのは、区の内部にある者である。しかし、これを明らかにすることが自らの不利益を招くとのおそれから、その事実が放置され、秘密として覆い隠されることがあってはならない。」というこの条例の目指すべき目的を十分に果たせていないと考える。

私は障がい起因したコミュニケーションの苦手さがあり、上手く情報を伝えることが出来ない事や誤解される事が多くあります。そのため、ソーシャルワーカーの障害福祉に対する専門性の必要を訴え、生活支援課内の有資格者等に関する情報の公開を請求しましたが「特定個人情報に該当するため回答致しかねる」と大変残念な回答を頂きました。また、過去に担当ケースワーカーより「自身は社会福祉士を取得している」との発言があったが、それより以前に区議会議員の協力を仰ぎ、情報公開をしてもらった文書（添付資料 1）にはケースワーカーのうち社会福祉士の取得者は 0 名で、精神保健福祉士取得者は 1 名との記載がありました。この件を指摘すると、担当ケースワーカーは下を向いて黙り込んでしまいました。ケースワーカーの発言と公開された文書に齟齬があります。また、千代田区から公開された別の文書は氏名のみ公開され、それ以外は黒塗りの文書でした。一方、令和 6 年度の文教福祉委員会の議事録における発言においては、ケースワーカーではなく、支援員の有資格者は 4～5 名（社会福祉士および精神保健福祉士）とありましたが、ケースワーカーの有資格者数への発言は一切ありませんでした。公開された黒塗り文書や議事録内での発言との不一致等、不信感を抱かざるを得ません。

これは、千代田区コンプライアンス・ガイドライン（以下ガイドライン）に記載された



「千代田区情報公開条例に基づく情報公開制度の運用」に矛盾しています。ガイドライン違反を自ら犯して良いのでしょうか？「ガイドラインはあくまでもガイドラインであり、条例を優先する。」と生活支援課の大松課長はかつて私に発言されたことを今でもはっきりと覚えています。自ら設定したガイドラインを破ることは違法ではないので、破ることは問題ないという千代田区の意向と捉えました。ガイドラインが条例の根底にあるものはずなのに、根底を覆す発言をしています。これは問題であると思い、議題としてあげていただきたい。

そもそもガイドラインには「(参考) 非公開情報に該当するもの(千代田区情報公開条例第7条第1項各号)」と題して、以下のように個人情報の非公開範囲を規定しています。

① 個人情報(※)

(例) 氏名、住所、電話番号、生年月日、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得財産の状況等

※事業を営む個人の当該事業に関する情報や公務員の職務の遂行に係る情報は、個人情報から除外されています。

福祉事務所においては、専門性を持って障がいのある区民へも対応することが責務であり、障がい者への対応力を一定程度証明する福祉資格については当然「職務の遂行に係る情報」であると理解しています。しかし、生活支援課は「職務の遂行に係る情報」に福祉資格が当てはまらない根拠を全く示していません。これは生活支援課による「違法なガイドライン違反」です。

また、社会福祉法の条文には以下のような内容があります。

●(名称の使用制限)

第四十八条

社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。

2 介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

●罰則

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第四十八条第一項又は第二項の規定に違反した者

●(誠実義務)

第四十四条の二 社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその業務を行わなければならない。

●(信用失墜行為の禁止)

第四十五条 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つ

けるような行為をしてはならない。

●（資質向上の責務）

第四十七条の二 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

これらの条文に当てはめると、これまで記載していた生活支援課の対応や発言は罰則規定に当てはまるのではないのでしょうか。

まとめ

「新宿区公益保護のための通報に関する条例」第4条においては、「職員等であった者等又は区民」が通報する事が出来ると明記されているが、千代田区においても早期に区民を公益通報者の対象とし「区政の執行に携わる者が、法律を遵守し、事務事業を公正に行うことは、区民の負託を受け、全体の奉仕者として公共の利益のために働く者として当然の責務」という理念を実現させるべきである。またその際は、通報先について障がい等に関わらず、すべての区民が通報制度を利用できるようにわかりやすい形で、校正平等に公表すべきであり、その旨を条例に明記すべきである。また、生活支援課における障害者への専門性の向上のためにも、不適切な黒塗りによる情報公開ではなく区民への誠実な情報公開を強く求めます。

以上